

平成 29 年 3 月 24 日
金融庁

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」等に対する パブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」、「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」等及び「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」につきまして、平成 28 年 12 月 28 日（水）から平成 29 年 1 月 27 日（金）及び平成 29 年 1 月 10 日（火）から平成 29 年 2 月 8 日（水）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、72 の個人及び団体より延べ 307 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙 1を御覧ください。このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

具体的な改正の内容については、別紙 2～別紙 22を御参照ください。

2. 公布・施行日

本件の政令は、平成 29 年 3 月 21 日（火）に閣議決定されており、本件の政令及び本件の内閣府令等は本日公布、平成 29 年 4 月 1 日（土）から施行されます（一部は平成 29 年 3 月 25 日施行）。

また、改正後の事務ガイドライン及び監督指針についても、平成 29 年 4 月 1 日から適用されます。

ただし、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 仮想通貨交換業者関係）Ⅲ－2－1については、平成 29 年 3 月 25 日から適用され、貸金業者向けの総合的な監督指針（別紙様式）のうち、別紙様式 24 については平成 29 年 3 月末における報告書から適用されます。

○ コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙 1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 [\(PDF:1,016 KB\)](#)

○ 本件で公表する政令

（別紙 2）銀行法施行令等の一部を改正する政令【新旧対照表】 [\(PDF: 1,165KB\)](#)

（別紙 3）貸金業法施行令の一部を改正する政令【新旧対照表】 [\(PDF: 69KB\)](#)

○ 本件で公表する内閣府令、共管命令

（別紙 4）仮想通貨交換業者に関する内閣府令 [\(PDF: 986KB\)](#)

（別紙 5）銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令【新旧対照表】 [\(PDF:3,784](#)

KB)

- (別紙 6) 貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令【新旧対照表】(PDF: 110 KB)
- (別紙 7) 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令【新旧対照表】(PDF: 395KB)
- (別紙 8) 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令【新旧対照表】(PDF: 112KB)
- (別紙 9) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令【新旧対照表】(PDF: 262KB)
- (別紙 10) 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令【新旧対照表】(PDF: 137KB)
- (別紙 11) 電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令【新旧対照表】(PDF: 31KB)
- (別紙 12) 認可特定保険者等に関する命令の一部を改正する命令【新旧対照表】(PDF: 48KB)

○ 本件で公表する告示

- (別紙 13) 銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件等の一部を改正する件【新旧対照表】(PDF: 585KB)
- (別紙 14) 銀行法施行規則第三十四条の十四の二第三項の規定に基づき再建計画の策定が必要なものとして金融庁長官が指定する銀行持株会社グループ(PDF: 48KB)
- (別紙 15) 労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件等の一部を改正する件【新旧対照表】(PDF: 169KB)
- (別紙 16) 株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件【新旧対照表】(PDF: 40KB)

○ 本件で公表する事務ガイドライン、監督指針

- (別紙 17) 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）【新旧対照表】(PDF: 206KB)
- (別紙 18) 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）【新旧対照表】(PDF: 100KB)
- (別紙 19) 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 仮想通貨交換業者関係）(PDF: 956KB)
- (別紙 20) 主要行等向けの総合的な監督指針【新旧対照表】(PDF: 150 KB)
- (別紙 21) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針【新旧対照表】(PDF: 147KB)
- (別紙 22) 貸金業者向けの総合的な監督指針（別紙様式）【新旧対照表】(PDF: 89KB)

なお、本件のうち一部の内閣府令等については、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局企画課信用制度参事官室（内線 3538、3595、3570）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、お問い合わせの内容に応じて、上記のお問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。
